

生活支援員養成研修

～高齢者や障害のある方が安心して生活するためのお手伝いをしていただけますか～

多治見市社会福祉協議会では、認知症や物忘れのある高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの方が地域で生活される上で、必要な福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業を実施しています。利用者への具体的な支援活動を担っていただく「生活支援員」を養成するための研修を開催します。

日程 11月11日(月)・11月22日(金) 時間 午後1時30分～4時
 会場 総合福祉センター 会議室 受講料 無料
 定員 20名 ※定員を超える場合は抽選

●講座カリキュラム (※生活支援員として登録いただくためには、2日間の講座すべて受講することが条件です。)

日程		講座科目
第1日	11月11日(月)	開講式・オリエンテーション
		日常生活自立支援事業の概要
		精神障がい者への支援について
		知的障がい者への支援について
第2日	11月22日(金)	認知症高齢者への支援について
		生活支援員の役割と実務
		実践報告
		生活支援員登録(契約)について・修了式

申し込み方法 10月31日(木)までに下記へ

申し込み・問い合わせ先

多治見市社会福祉協議会 地域福祉課(総合福祉センター内)
 電話(25)1131 FAX (25)1132 <担当>高木・関口

10月の相談日

ひとりで悩まないで…相談日一覧

皆さんの悩みごとに、
 専門の相談員がお話を伺います

相談の種類	日にち	時間	場所 総合福祉センター	問い合わせ
民生委員の 気軽に相談 ☎	7日・21日(月)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(23) 5115
法律相談 (予約制)	16日(水)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(25) 1131
	【予約受付日】9日(水) 午前8時30分～			
その他の相談日	障がい者相談 ☎	月曜日～金曜日 午前9時30分～午後3時30分	2階 障害者福祉センター	(25) 1131 障害者福祉センター(内210)
	ひとり親家庭相談 ☎	9日(水)	4階 相談室	(25) 1133 母子福祉センター
	高齢者就業相談 ☎	11日(金)	午後1時30分～午後3時	3階 作業室

※相談は無料です。☎マークの相談は、上記の日時で電話相談ができます。※祝祭日の相談は休みです。

東濃地区福祉サービス利用支援センター

判断能力に不安があり、日常生活に支障を来すおそれがある方(認知症状や知的・精神的な障がいのある方)の相談に応じ、支援します。

相談日	月～金曜日(祝祭日を除く)	内容	福祉サービスの利用の助言や手続き代行 印鑑や通帳、証書などの預かりサービス 日常的な金銭管理など
時間	午前8時30分～午後5時		
費用	相談は無料(実際に支援した場合は料金が必要)		

問い合わせ 東濃地区福祉サービス利用支援センター 電話 (23) 6332 <担当>高木